

## 第15回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年9月27日(木)午後2時00分から午後2時39分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(21名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鱈戸	英明
	1番	香西	浩志
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(3名)

	2番	菅野	能稔
	5番	井田	留吉
	11番	蛭原	一治

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地法第5条の規定による許可について

第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について

- |   |            |       |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長       | 廣瀬 紀幸 |
|   | 忠類支局長      | 川瀬 康彦 |
|   | 農地振興係長     | 岩岡 夢貴 |
|   | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
|   | 農地振興係主査    | 菅原美栄子 |
|   | 農地振興係主任    | 南 敦朗  |

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第15回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に6番齊藤委員、8番橋本委員を指名いたします。よろしくお願ひします。次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、2番菅野委員、5番井田委員、11番蛭原委員より欠席する旨、7番前川委員より遅参する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、[REDACTED]から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は、議案書1ペー

ジの8月29日・第14回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成30年9月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号1番については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局

報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書2ページの、今月20日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第3号1番については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】

以上の案件は報告第3号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の1件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について、原案のと

おり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の案件は農地法第18条の規定による合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号3番につきましては、帰山委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(17番 帰山委員退席)

それでは、議案第2号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番について議案書をもとに朗読】

以上の案件は農地法第18条の規定による合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番は原案のとおり可決されました。  
(17番 帰山委員着席)

議長 次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」。幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番、2番の農家住宅建設に係る農用地区域からの除外については「特に問題がない」ということでよろしいですか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第4号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第4号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化

促進法第 18 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長                    それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番                    15 番説明いたします。これらの案件は、今年 6 月に町公社が利用調整を行ったものであります。いずれも借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長                    それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長                    質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長                    異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。

議長                    次に、議案第 4 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局                    【議案第 4 号 3 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 2 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長                    それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番                    23 番説明いたします。この案件は、今年 6 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長                    それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長                    質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長                    異議なしとします。よって議案第 4 号 3 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書2ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、平成27年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号4番は原案のとおり可決されました。

---

議長 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

(7番 前川委員着席)

事務局 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添農地法3条調査書1ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権

利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】



この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願い致します。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第5号4番につきましては、帰山委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(17番 帰山委員退席)

それでは、議案第5号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は帰山委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。この案件は、9月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願い致します。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号4番は原案のとおり可決されました。  
(17番 帰山委員着席)

13番 議案第2号1番と、この借り換えのところ同じですよ。議案4ページの合意解約しているところ。どうして解約してまた借り換えたのかの説明をしていただきたいのですが。

事務局 議案2号1番については、前耕作者が体調不良により合意解約を行い、新たな耕作者と賃貸借を申請したものであります。なお、面積については、一部農地以外の部分があったことから減となっております。

議案第2号2番、3番については、両耕作者のそれぞれ耕作地の集約化を図るため合意解約を行い、再度賃貸借を申請しております。

13番 はい、わかりました。

議長 次に、議案第5号5番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第5号5番から8番について議案書をもとに朗読】

5番の案件の譲受人の経営地は2ヘクタール未満であり、下限面積の要件を満たしておりません。しかし、土地の形状や隣接地との位置関係等の都合上、譲受人以外が取得、借受して営農をするのは困難であるため、農地法施行令第2条第3項第3号・権利移動の不許可の例外に該当するものと考えております。またその他の要件、及び6番から8番の案件に付きましても、別添調査書5ページから8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号5番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号9番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号9番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願います。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号9番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第5号10番につきましては、齊藤一男委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(6番 齊藤委員退席)

それでは、議案第5号10番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号10番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は齊藤委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、現地調査に同行した私の方から説明いたします。この案件は、9 月 20 日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願います。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 5 号 10 番は原案のとおり可決されました。  
(6 番 齊藤委員着席)

議長 次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 6 号 1 番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第 6 号 1 番について議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は甲種農地であります。甲種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用である事から、問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番 16 番説明いたします。この案件は、今月 19 日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願います。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。議案第7号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。
	【議案第7号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20番	20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第7号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第7号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第7号2番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号3番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号4番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に橋本委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	【全員異議なし】 異議なしとします。よって議案第7号4番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第15回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。